

第六十三回国会

参議院地方行政委員会會議録第二号

昭和四十五年二月二十四日(火曜日)
午前十時三十八分開会

委員の異動

一月二十二日

山崎 竜男君

補欠選任 沢田 一精君

二月十三日

松澤 兼人君

補欠選任 加瀬 完君

二月十四日

小林 国司君

補欠選任 西郷吉之助君

鈴木 省吾君

山内 一郎君

沢田 一精君

山崎 竜男君

小林 武治君

委員長の異動

二月十四日内藤三郎君委員長辞任につき、その補欠として山内一郎君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長

山内 一郎君

理事

熊谷太三郎君

内藤三郎君

山本伊三郎君

原田 立君

委員

西郷吉之助君

鍋島 直昭君

増田 盛君

安田 隆明君

山崎 竜男君

事務局側

常任委員会専門員

鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○委員長(山内一郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

この際、皆さま方に一言ごあいさつを申し上げます。

去る二月十四日の本会議におきまして、私、委員長に選任されました。当委員会につきましても、まことにふなれでございますが、皆さま方の御協力を賜わりまして、円滑公正な運営を行なつてまいりたい所存でございますので、よろしくお願いをいたします。(拍手)

○委員長(山内一郎君) まず、理事の辞任についておはかりいたします。

吉武君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御

異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(山内一郎君) 異議ないと認め、さうして、理事に内藤三郎君を指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十分散会

二月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、過疎地域の振興促進に関する請願(第五号)

一、農林省所管県営防災ダム管理費の基準財政需要額積算基礎算入に関する請願(第一八号)

一、電気ガス税の撤廃に関する請願(第二〇号)(第二六号)(第六六号)

一、地方財政の確立に関する請願(第七三三号)

第五号 昭和四十五年一月十六日受理

過疎地域の振興促進に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会

議長 早川幾通

紹介議員 鈴木 省吾君

過疎地域の振興促進に関する法案を早期に成立させるよう、また、法制定にあつては左記事項の実現を図るよう措置されたい。

一、過疎地域の要件を拡大すること。

二、過疎地域振興のため、地方債(過疎債)資金わくを大幅に確保すること。

三、過疎地域振興のために必要な施設等の事業費は十分に確保するとともに、その地方負担について適切な財源措置を講ずること。

四、集落の育成に關し適切な措置を講ずるとともに交通の確保措置を講ずること。

五、過疎地域とならない市町村についても、過疎現象をひきおこしている市町村については、地

方債、地方交付税等により積極的に救済措置を講ずること。

理由

現今、大都市と農山漁村との地域格差はますます拡大し、特に、過疎地域においては産業および生活基盤整備の遅れからその後進性にいつそう拍車をかける結果となつてゐる。したがつて、このような地域住民の生活の安定福祉の向上を図る見地から、これが対策を早急に講ずる必要がある。

第一八号 昭和四十五年一月十七日受理

農林省所管県営防災ダム管理費の基準財政需要額積算基礎算入に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県議会議員 千葉一

紹介議員 岩動 道行君

農林省所管県営防災ダムの管理費を基準財政需要額の積算基礎に算入されたい。

理由

農林省所管県営防災ダムの管理にあつては県が相当以上の費用を永年にわたつて負担している。

第二〇号 昭和四十五年一月十九日受理

電気ガス税の撤廃に関する請願

請願者 茨城県水戸市南町二ノ六茨城県電力協会内 内藤正之

紹介議員 中村喜四郎君

電気は、日常生活に不可欠のもので、諸産業に欠くことのできない基礎資料であり、また民生安定の一大要素である。この様な電気の消費に対し消費税をかけることは、税制としての原則を逸脱しているものと考えられるので、電気ガス税を撤廃されたい。

第二六号 昭和四十五年一月二十日受理

電気ガス税の撤廃に関する請願

請願者 群馬県前橋市本町一ノ八ノ一六東

京電力群馬支店内群馬県電気協会

内 佐々木元吉

紹介議員 佐田 一郎君 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第六六号 昭和四十五年一月二十三日受理

電気ガス税の撤廃に関する請願

請願者 茨城県水戸市南町二ノ六ノ二茨城

県電力協会内 渡辺三郎

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第七三三号 昭和四十五年一月二十三日受理

地方財政の確立に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸茨城県議会議

長 山口武平

紹介議員 郡 祐一君

地方財政の実態を直視し、地方交付税率の引下げ等を行なうことなく、現行制度を堅持するよう取り計らわれない。

理由

一、最近政府の一部においては、国庫財政の硬化打開と、地方財政好転等を理由に、

イ、地方交付税率の引下げ

ロ、河川、道路整備にかかる補助金の特別措置の打ち切り

ハ、国民健康保険医療給付にかかる国庫負担率の引下げ

ニ、義務教育関係経費にかかる国庫負担率の引下げ

等一連の地方財源削減のための措置を企図していることが、伝えられ、地方公共団体に多大の不安と動揺を与えている。

二、地方公共団体においては、生活環境施設を中心として行政水準はいまなお低位にあり、さらに最近の社会経済情勢の急速な変化に伴い、過密、過疎、公害等社会開発の推進のための新し

い財政需要が増大し、これに対処する地方財源はきわめて不十分な現状である。

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び近畿圏」を、「近畿圏及び中部圏」に改める。

第一条中「首都圏の近郊整備地帯整備計画若しくは都市開発区域整備計画又は近畿圏の近郊整備区域整備計画若しくは都市開発区域整備計画」を「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯整備計画その他の計画」に、「及び近畿圏」を、「近畿圏及び中部圏」に改める。

第二条第一項中「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発区域整備計画」を「首都圏近郊整備地帯整備計画」又は「首都圏都市開発区域整備計画」に改め、同条第二項中「近郊整備区域整備計画」又は「都市開発区域整備計画」を「近畿圏近郊整備区域整備計画」又は「近畿圏都市開発区域整備計画」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律で「中部圏都市整備区域整備計画」又は「中部圏都市開発区域整備計画」とは、中部圏

の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和四十二年法律第百二号)第三条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した建設計画で、中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第百二号)第十三条第一項又は第十四条第一項の規定により指定された区域(政令で定める区域を除く)に係るものをいう。

第三条第一項中「近郊整備地帯整備計画若しくは都市開発区域整備計画又は近郊整備区域整備計画若しくは都市開発区域整備計画」を「首都圏近郊整備地帯整備計画若しくは首都圏都市開発区域整備計画、近畿圏近郊整備区域整備計画若しくは近畿圏都市開発区域整備計画又は中部圏都市整備区域整備計画若しくは中部圏都市開発区域整備計画」に、「近郊整備地帯整備計画又は近郊整備区域整備計画」を「首都圏近郊整備地帯整備計画、近畿圏近郊整備区域整備計画又は中部圏都市整備区域整備計画」に、「都市開発区域整備計画又は都市開発区域整備計画」を「首都圏都市開発区域整備計画、近畿圏都市開発区域整備計画又は中部圏都市開発区域整備計画」に改める。

第五条第四項中「及び近畿圏整備長官」を、「近畿圏整備長官及び中部圏開発整備長官」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第四条及び第五条の規定は、昭和四十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十三年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したもののについては、なお従前の例による。

3 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号の五及び第十二条第十六号中「及び近畿圏」を、「近畿圏及び中部圏」に改める。

特別措置に関する法律案
新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律

(趣旨)
第一条 この法律は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置について規定するものとする。

(空港周辺地域整備計画の決定等)
第二条 千葉県知事は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の整備に関する計画(以下「空港周辺地域整備計画」という。)の案を作成し、これを自治大臣に提出しなければならない。この場合において、千葉県知事は、あらかじめ、関係市町村の長の意見をきかなければならない。

2 空港周辺地域整備計画は、次に掲げる施設の整備の目標、整備に関する事業の概要及び経費の概算について定めるものとする。

一 道路
二 河川
三 生活環境施設
四 教育施設
五 消防施設
六 農地及び農業用施設

七 前各号に掲げるもののほか、新東京国際空港の周辺地域の整備を促進するために特に必要と認められる施設

3 自治大臣は、第一項の規定により空港周辺地域整備計画の案の提出があつた場合には、遅滞なく、これを当該空港周辺地域整備計画の案について関係がある行政機関の長に通知するものとする。

4 自治大臣及び次条第一項の主務大臣は、空港周辺地域整備計画の案に基づき、協議により空港周辺地域整備計画を決定する。

5 自治大臣は、空港周辺地域整備計画の決定があつたときは、これを千葉県知事に通知しなければならない。

6 前各項の規定は、空港周辺地域整備計画を変更する場合について準用する。

(国の負担又は補助の割合の特例)

第三条 前条第四項の規定により決定された空港周辺地域整備計画に基づいて行なわれる事業で別表に掲げるもののうち自治大臣が主務大臣及び大蔵大臣と協議して指定するものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

2 前項に規定する事業が首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)第十四条に規定する特定事業に該当する場合において、当該事業に係る経費について同法第五条の規定の例により算定した国の負担割合が同項の規定による国の負担割合をこえるときは、同項の規定にかかわらず、当該事業に係る国の負担割合については、同法同条の規定の例により算定した割合とする。

(財政上及び金融上の援助)

第四条 国は、前条に定めるもののほか、空港周辺地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、地方公共団体に對し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

(政令への委任)

第五条 第三條第二項の規定により国が負担し又は補助することとなる額の交付その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和五十四年三月三十一日限り

り、その効力を失う。ただし、空港周辺地域整備計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち昭和五十四年度以降に繰り越されるものについては、第三条及び第五条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(自治省設置法の二部改正)

3 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号の五の次に次の一号を加える。

十三の六 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第 号)の施行に関する事務を行なうこと。

第十二条中第十七号を第十九号とし、第十六号の二を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の施行に関すること。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

4 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 特定事業で新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第 号)第三条の規定の適用を受けるものに係る国の負担割合については、前条の規定にかかわらず、同法同条の規定を適用する。

別表

事業	事業の区分	事業主体	国の負担割合
道 路	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路の新設又は改築で道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)第二条第一項に規定する道路整備五箇年計画に基づくもの(次に掲げるものを除く。)	市 町 村	十分の八
	道路法第二条第一項に規定する道路の改築で政令で定めるもの	市 町 村	三分の二
河 川	河川法(昭和三十一年法律第百六十七号)第四条第一項に規定する一級河川の改良工事	知 事	四分の三
	下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築	市 町 村 県	十分の五 十分の五 十分の五
生活環境施設	清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八条第一号に規定するごみ又は糞尿を処理するための施設の設置	市 町 村	三分の一
	義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第二条に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校の建物の新築、増築又は改築	市 町 村	三分の二
教育施設	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	市 町 村	三分の二
	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業(次に掲げるものを除く。)	市 町 村 県 国	百分の七十五 百分の六十
農地及び農業用施設	土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち国営土地改良事業又は水資源開発公団が行なう次に掲げる事業に関連して行なうもの	国以外の者	百分の六十五

水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）第十八条第一項第二号に規定する水資源開発施設の新築（かんがいに係るものに限る。）

水資源開発公

百分の七十五

二月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、都市交通事業経営の健全化方策の確立に関する請願（第一八四号）

一、森林病害虫等防除事業に対する特別交付税の配分に関する請願（第二〇一号）

第一八四号 昭和四十五年二月七日受理

都市交通事業経営の健全化方策の確立に関する請願

請願者

東京都千代田区平河町二ノ六 全国公営交通事業都市議長会内 坂梨日露

紹介議員

久次米健太郎君 重政 庸徳君
高田 浩運君 吉田忠三郎君
山本敏三郎君 津島 文治君
栗原 祐幸君 宮崎 正義君

都市交通事業経営の健全化方策の確立を図るため、早急に左記事項につき格段の配慮をされたい。

○地方債の拡大並びに貸付条件の改善等について

一、公営交通事業に対する起債額を大幅に拡大するとともに、とくに政府資金を増額すること。あわせて償還期限の延長貸付利率の引下げ等貸付条件の改善を図ること。

二、公営企業金融公庫債の貸付対象に高速鉄道事業（地下鉄、高架鉄道、モノレール）を含めること。

三、既往債の元金償還のくりのべと長期低利資金への借替措置を講ずること。

四、起債の申請に対し、すみやかに許可するよう特別の配慮をすること。

昭和四十五年二月二十八日印刷

○高架鉄道、モノレールを含めた高速鉄道事業に対し、強力な国の財政援助の特別立法措置を講じ、構築物の建設費相当額を国において措置すること。

○昭和四十一年度以降発生した不良債務をも再建債発行の対象とするともに、再建債の利子補給については再建団体の財政事情にかんがみ、全額国庫負担とすること。

○行政路線については、その性質上、一般行政の一環として、市の一般会計からの補助又は負担をなしうるよう適切な法的措置を講ずること。

○公営交通料金については、水道料金決定の場合と同様、通常地方公共団体の長及び議会の決定にゆだねることとし、国はとくに必要のある場合に限り、修正等の調整措置ができることとする。現在の認可制度を改正すること。

○事業路線の確保について

一、事業路線の延長については、申請市の実情をすみやかに調査の上、認可されるときも併せて、合併に伴う市域編入区域の路線についても特別に配慮すること。

二、バス事業における路線の認可に際しては、道路運送法施行令を改正し、関係地方公共団体の長の意見を十分に尊重するようにすること。

三、都市内における路線免許については、公営交通事業都市に優先的に措置するよう配慮すること。

○路面交通における大量輸送機関優先の原則確立について

車種別、時間帯別交通規制、優先通行帯の設置、駐車場の整備、道路の拡幅等渋滞緩和のため

の適切な措置をすみやかに講ずること。

理由

都市交通事業は、昨今の財政事情の著しい悪化、交通事情の変化等により、その存立が危ぶまれている。関係都市においても、このような事態を解決するため、経営の改善合理化等極力経費の節減を図り、その健全化につとめているが、経営はますます悪化の一途をたどり、もはや地方団体だけの努力ではとうてい解決できない段階に立ち至っている。

第二〇一号 昭和四十五年二月九日受理

森林病害虫等防除事業に対する特別交付税の配分に関する請願

請願者 熊本市九品寺五ノ六ノ一六 熊本県議會議長 倉重末喜

紹介議員 園田 清光君

森林資源の確保と国土保全の観点から、森林病害虫等防除事業に対する県、市町村の投入経費については、全額特別地方交付税配分の対象とされたい。

理由

松くい虫、野ねずみ等の防除については、国営及び一般補助事業の外、県、市町村が別途に経費を投入しているが、地方財政の実情から、これを完

昭和四十五年三月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局